

平成24年11月2日

境港市長 中村 勝治 様

境港市下水道料金等審議会
会 長 熊谷 昌彦

公共下水道使用料の見直しについて（答申）

平成24年8月24日に市から諮問のありました「公共下水道使用料の見直しについて」、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 公共下水道使用料体系

公共下水道使用料については、現行の使用料より平均3.3%引上げした金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

◆使用料体系（2箇月分の税込金額）

使用料区分	排除汚水量	現 行	改定後	改定額
基本使用料	20 m ³ まで	2,414 円	2,730 円	316 円
超過使用料 (1 m ³ 当り)	20 m ³ 超～40 m ³	178.50 円	178.50 円	据 置
	40 m ³ 超～100 m ³	201.60 円	201.60 円	〃
	100 m ³ 超～200 m ³	259.35 円	259.35 円	〃
	200 m ³ 超～1,000 m ³	304.50 円	304.50 円	〃
	1,000 m ³ 超～2,000 m ³	317.10 円	317.10 円	〃
	2,000 m ³ 超	328.65 円	328.65 円	〃
			平均改定率	: 3.3%

2. 使用料の算定期間

公共下水道使用料は、公共料金として安定を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたる算定期間を設定すると、経営見通しの確実性を欠くこととなることから、今回の使用料の算定期間は、概ね3年間とする。

3. 製造業支援のための減免制度

製造業の支援を目的とした減免制度を創設することは適当である。

4. 補足事項

水洗化率の向上並びに徴収率の改善に努められたい。